

防地総第 2 4 0 4 7 号

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

各地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

提供施設等調査統計報告要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、駐留軍提供施設数量等調査統計報告について（防地総第 1 1 6 2 9 号。
令和 3 年 7 月 1 日）は廃止する。

添付書類：別紙

提供施設等調査統計報告要領

(趣旨)

第1 この要領は、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）に提供している施設及び区域等の全国的数量を適切に把握するため、調査統計の報告に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地位協定 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をいう。
- (2) 提供施設 地位協定第2条の規定により駐留軍の使用に供する施設及び区域（以下単に「施設及び区域」という。）のうち土地（イーズメントを含む。以下同じ。）及び建物をいう。
- (3) 提供空域 施設及び区域としてアメリカ合衆国が使用を許される空域をいう。
- (4) 提供水域 施設及び区域としてアメリカ合衆国が使用を許される水域をいう。
- (5) 指定空域 我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定してアメリカ合衆国が使用する空域をいう。
- (6) 指定水域 我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定してアメリカ合衆国が使用する水域をいう。
- (7) 異動 施設及び区域の提供、返還若しくは使用転換（これらに類するものを含む。第4において同じ。）又は実測その他の事由により、提供施設の数量が変動すること又は提供空域若しくは提供水域若しくは指定空域若しくはは

指定水域の経緯度、使用条件等が変動することをいう。

（定期報告）

第3 各地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）は、毎年1月1日現在における提供施設、提供空域及び提供水域並びに指定空域及び指定水域の現況に係る調査統計資料を作成し、当該年の2月20日までに地方協力局長に報告しなければならない。

2 各地方防衛局長は、前年の1月2日から当該年の1月1日までの間に生じた提供施設、提供空域及び提供水域並びに指定空域及び指定水域の異動の内訳に係る調査統計資料を作成し、当該年の2月20日までに地方協力局長に報告しなければならない。ただし、令和4年9月30日までに生じた異動にあっては、この限りではない。

3 前2項に規定する報告は、次の表の左欄に掲げる内容に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

報告内容	様式
提供施設の現況	付紙様式第1
提供施設の異動内訳	付紙様式第2
提供空域及び指定空域の現況	付紙様式第3
提供空域及び指定空域の異動内訳	付紙様式第4
提供水域及び指定水域の現況	付紙様式第5
提供水域及び指定水域の異動内訳	付紙様式第6

（随時報告）

第4 各地方防衛局長は、提供施設（建物を除く。次項において同じ。）、提供空域若しくは提供水域の提供、返還若しくは使用転換又は指定空域若しくは指定水域の異動があった場合は、遅滞なく、地方協力局長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告の様式は、提供施設にあっては付紙様式第2の、提供空域又は指定空域にあっては付紙様式第4の、提供水域又は指定水域にあっては付紙様式第6の例による。

3 前2項の報告は、財産受渡書、在日不動産返還書その他根拠となる資料を添付するものとする。

(委任規定)

第5 この要領に定めるもののほか、調査統計報告の実施に関し必要な事項は、地方協力局総務課長が定める。

(記載要領)

- 1 「a・b」欄は、地位協定第2条第1項の提供施設にあつては「a」と記載し、地位協定第2条第4項(b)の適用ある提供施設にあつては「b」と記載すること。
- 2 「自衛隊施設名」欄は、自衛隊施設の全部又は一部を地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として提供している場合において、当該自衛隊施設の名称を記載すること。
- 3 「自衛隊・自衛隊以外」欄は、地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域のうち、自衛隊施設を使用している場合は、自衛隊と記載し、それ以外の場合は自衛隊以外と記載すること。
- 4 「件数」欄は、施設及び区域が複数の自治体にまたがって所在している場合、数量の大きい自治体を「1」とし、それ以外については「―」とすること。
- 5 「用途」欄は、次の表の右欄に掲げる施設内容に応じ、それぞれ左欄に掲げる用途を記載すること。

用 途	施 設 内 容
兵 舎	兵舎及びこれに付属する食堂等施設
住 宅	住宅及びこれに付属する施設
飛 行 場	航空機の発着、格納、整備等のための施設
港 湾	ドック、岸壁、棧橋、防波堤等船舶の出入、碇泊、荷後のための施設
事 務 所	司令部、駐留軍の指揮及び一般事務を遂行するための事務所及びそれに付帯する施設
演 習 場	演習場、射爆撃場、射撃場、訓練場等演習訓練のための施設
工 場	各種工場及び付帯施設
倉 庫	弾薬庫、各種倉庫、貯油施設、野積場、梱包荷解場等、各種物件の貯蔵のための施設
医 療	病院及びその付帯施設
通 信	保安通信施設、無線送受信所、航室灯台等の電気通信施設
そ の 他	上記分類以外の施設

- 6 「所在地」欄は、各市町村又は特別区まで記載すること。なお、境界未確定等により記載できない場合は、「不明」と記載すること。
- 7 「土地」及び「建物」の各欄は、小数点第二位未満を四捨五入して記載すること。

提供施設の異動内訳

[illegible]

(記載要領)

- 1 「a・b」欄は、地位協定第2条第1項の提供施設にあつては「a」と記載し、地位協定第2条第4項(b)の適用ある提供施設にあつては「b」と記載すること。
- 2 「異動事由」欄は、提供施設に係る提供、返還若しくは使用転換又は実測その他の異動事由を記載すること。
- 3 「新規・追加等」欄は、提供、返還若しくは使用転換の場合において、新規、追加、一部、全部の別を記載すること。
- 4 「所在地」欄は、各市町村又は特別区まで記載すること。なお、境界未確定等により記載できない場合は、「不明」と記載すること。
- 5 「提供・返還等年月日」欄は、提供及び使用転換の場合は政府間協定締結日を、返還の場合は不動産返還書の返還日を記載すること。
- 6 「土地」及び「建物」の各欄は、小数点第二位未満を四捨五入して記載すること。

提供空域及び指定空域の現況

[illegible]

(記載要領)

- 1 「用途」欄は、当該空域の主たる用途を記載すること。
- 2 「使用条件等」欄は、日時、高度等の使用条件等を記載すること。
- 3 「領域内外の別」欄は、当該空域が領域内にのみ所在する場合は「領域内」と、領域外にのみ所在する場合は「領域外」と、領域内外の双方に所在する場合は「領域内外」と記載すること。
- 4 前年の報告から経緯度等について異動があったときは、位置のわかる図面を添付すること。

提供空域及び指定空域の異動内訳

異動年月日	異動前／ 異動後	名称	位置	経緯度等	用途	使用条件等	提供等年月日	領域内外の別
	異動前							
	異動後							
	異動前							
	異動後							
	異動前							
	異動後							

(記載要領)

- 1 「用途」欄は、当該空域の主たる用途を記載すること。
- 2 「使用条件等」欄は、日時、高度等の使用条件等を記載すること。
- 3 「領域内外の別」欄は、当該空域が領域内にのみ所在する場合は「領域内」と、領域外にのみ所在する場合は「領域外」と、領域内外の双方に所在する場合は「領域内外」と記載すること。
- 4 「異動前」欄は、異動事項に対応する従前の報告内容を全て記載し、「異動後」欄は異動事項に対応する異動後の報告内容を全てを記載するとともに、異動前と異なる部分に下線を付すこと。

提供水域及び指定水域の現況

[illegible]

(記載要領)

- 1 「用途」欄は、当該水域の主たる用途を記載すること。
- 2 「面積」欄は、小数点第二位未満を四捨五入して記載すること。
- 3 「使用条件等」欄は、日時、船舶制限等の使用条件等を記載すること。
- 4 「領域内外の別」欄は、当該水域が領域内にのみ所在する場合は「領域内」と、領域外にのみ所在する場合は「領域外」と、領域内外の双方に所在する場合は「領域内外」と記載すること。
- 5 前年の報告から経緯度等について異動があったときは、位置のわかる図面を添付すること。

提供水域及び指定水域の異動内訳

異動年月日	異動前／ 異動後	名称	位置	経緯度等	用途	面積(k㎡)	使用条件等	提供等年月日	領域内外の別
	異動前								
	異動後								
	異動前								
	異動後								
	異動前								
	異動後								

(記載要領)

- 1 「用途」欄は、当該水域の主たる用途を記載すること。
- 2 「面積」欄は、小数点第二位未満を四捨五入して記載すること。
- 3 「使用条件」欄は、日時、船舶制限等の使用条件等を記載すること。
- 4 「領域内外の別」欄は、当該水域が領域内にのみ所在する場合は「領域内」と、領域外にのみ所在する場合は「領域外」と、領域内外の双方に所在する場合は「領域内外」と記載すること。
- 5 「異動前」欄は、異動事項に対応する従前の報告内容を全て記載し、「異動後」欄は異動事項に対応する異動後の報告内容を全てを記載するとともに、異動前と異なる部分に下線を付すこと。